

岩国基地への空母艦載機移駐問題をめぐる 地域社会の変容

— 米軍基地がもたらす被害とは何か —

朝井志歩

1. はじめに

米軍基地というと沖縄ばかりが目され、基地問題は沖縄という特定地域の問題であるかのように語られることが多いが、沖縄以外の本土にも米軍基地は存在し、基地周辺地域に深刻な社会問題を引き起こしている。そのため、米軍基地による被害を論じるには、本土と沖縄との間の歴史的経緯や政治的不平等という観点からだけでは、被害の本質には迫れないのではないだろうか。

本稿では、本土の米軍基地である岩国基地において持ち上がった厚木基地からの空母艦載機移駐問題を取り上げ、米軍基地を抱える地域社会が構造的に被害を受け入れさせられていくメカニズムを明らかにする。

厚木基地からの空母艦載機移駐の是非を問う2006年3月の住民投票の実施から12年が経ち、2017年8月から厚木基地からの空母艦載機の移駐は着々と進められ、2018年3月末に完了した。2005年に在日米軍再編計画が持ち上がって以後、岩国基地の機能強化を阻止し、国に対して異議申し立てをするために、岩国市やその周辺地域において様々な住民運動団体が新たに結成され、国や県を相手取った訴訟も起こされた。にもかかわらず、なぜ空母艦載機移駐を阻止することができなかったのか。空母艦載機移駐の是非を問う住民投票後に岩国市で何が起り、住民の意識はいかなる変化を遂げたのか。そして、地域社会のどのような変容が、住民が反対という意思表示を続けることが困難な構造を作り出していったのかを明らかにする。その上で、地域に米軍基地が存在することは住民や地域社会に何をもたらすのか、米軍基地がもたらす被害とは何かについて考察する。

これまで岩国基地において何が起り、住民がいかなる状況に陥ったのかを理解することで、本土と沖縄という文脈では捉えられない、米軍基地を抱えることによる被害の本質を解明することが本稿の目的である。

2. 反対運動後の地域社会に関する研究

環境社会学での研究において、地域に公害や環境問題を発生させる危険性の高い施設を受け入れる計画が持ち上がると、地域住民が計画を阻止するために反対運動を起こした事例は、原子力発電所などの原子力関連施設の立地や産業廃棄物処理施設、ダム建設など数多くみられる（船橋・長谷川・飯島，2012；中澤，2005；飯島（編），2001；帯谷，2004）。そして、1996年8月に新潟県巻町で原発建設をめぐる住民投票が実施されて以来、公害や環境問題を発生させる危険性の高い施設の建設の是非をめぐって、住民投票の実施を求める住民投票運動が展開される事例が増えていった。その代表的なものとして、1997年6月の岐阜県御嵩町での産業廃棄物処理施設の建設の是非を問う住民投票や、1997年12月に沖縄県名護市で実施された米軍ヘリポート基地建設をめぐる住民投票、2000年1月の徳島県徳島市での吉野川可動堰建設を争点とした住民投票、2001年5月の新潟県刈羽市でのプルサーマル計画の可否をめぐる住民投票などが上げられる（今井，2000；中澤，2005）。住民投票運動による「住民投票で決めよう」という主張は、「反対」とは明確に主張しづらい様々なしがらみを抱える地域の住民にとって、意思表示をしやすい場が作られることを意味する。そして、住民投票の実施は、賛成、反対双方の立場の住民を必然的に巻き込んでいき、争点についての住民の意思を明示することに利点があるといえる。

しかし、住民投票で示された結果には法的拘束力がないという制度的問題点を抱える中で、住民投票によって住民の意思が明示された後の地域社会についての研究は、中澤による新潟県巻町に関する研究が見られる程度であり、少ない（中澤，2005）。また、住民による反対運動が持ち上がりながらも、危険性の高い施設が建設されて以後の地域社会がどのように変容したのかに関する研究もあまりなく、青森県六ヶ所村の核燃料サイクル施設に関する研究が見られる程度である（船橋・長谷川，2012，59-78）。

地域社会に与える影響力が大きい施設であるほど、住民が反対の意思を表明してもそれが計画を阻止し得えない事例は、国策として進められてきた原子力関連施設だけでなく、米軍基地においても見られる。例えば、普天間基地代替施設の建設予定地となった沖縄県名護市辺野古における事例や（熊本，2016a；2016b；2017）、京都府京丹後市宇川地区での米軍Xバンドレーダー専用基地建設をめぐる事例（大野，2014；2015）など、近年の米軍新基地建設という動きに対して、盛んに研究が進められている。

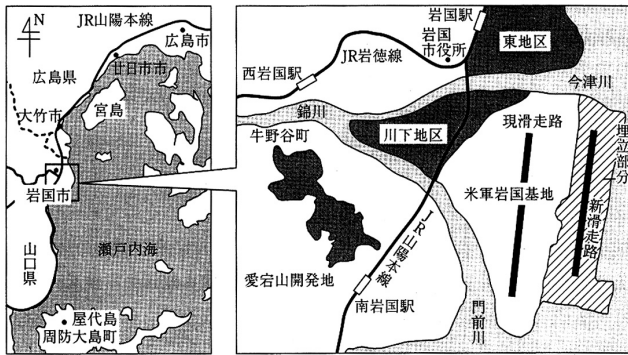
本稿では岩国基地の事例を取り上げ、住民投票で厚木基地からの艦載機移駐に反対の意思を示した岩国市で、住民投票後に何が起り、地域社会のいかなる変容が住民

が反対と意思表示を続けることが困難な構造を作り出していったのかを明らかにする。

3. 岩国基地が艦載機移駐候補地となった背景

3. 1. 岩国基地沖合移設事業

2005年6月に発表された在日米軍再編計画の一事項に、岩国基地への厚木基地の空母艦載機の移駐が含まれた。この艦載機移駐計画に対して岩国基地周辺では2006年3月に住民投票で賛否が問われ、市政や地域社会を揺るがす事態となった。



出典：吉田（2007：54）

図1 岩国基地位置図

この移駐計画が持ち上がった背景には、厚木基地の基地機能を代替施設へ移転させる計画の、30年に及ぶ頓挫がある。米軍飛行場周辺では米軍機の飛行訓練による甚大な騒音被害が発生し、住民は長い間苦痛を強いられてきた。特に、夜間の騒音を引き起こすNLP（Night Landing Practice 夜間連続離着陸訓練）は問題視され、1982年から空母艦載機によるNLPが開始した厚木基地周辺では、住民や自治体から政府関係機関に対して騒音の解消が強く要請されていた。そのため、厚木基地で実施される訓練のうち、NLPを新たな施設に移転させる計画が1980年代に動き出した。これまで三宅島や広島県の大黒神島が候補地として浮上したものの、そのたびに候補地の住民による激しい反対運動が起きたため、計画は頓挫してきた。そこで、今度は既存の米軍飛行場である岩国基地が代替施設として浮上したのである¹⁾。

岩国基地が厚木基地の空母艦載機部隊の移駐候補地となった理由の一つに、「岩国基地沖合移設事業」によって基地面積が拡張されたことがある。岩国市では、1968年の福岡の板付基地周辺での米軍機墜落事故がきっかけとなり、岩国基地の沖合移設を

求める運動が商工会議所や市議会によって官民一体で進められた。同様の墜落事故の発生が危惧され、岩国湾を埋め立てて滑走路を1km沖合へ移設し、現在の基地が所在する土地が返還されることによる騒音と墜落の解消が求められ、政府関係機関に陳情された。これらの取り組みにより、1992年6月に岩国基地の沖合移設が決定した。

ただしこの時、国・山口県・岩国市の実務者の三者で結ばれた「合意議事録」には、新滑走路完成後、岩国基地での空母艦載機のNLPについて「NLPについては、将来とも受け入れざるを得ないと思料」との岩国市側の回答が明記された。この「合意議事録」は、岩国市長や市議会議員には知らされず、議会の承認を経していない「密約」であった(田村, 2005: 77-78)²⁾。この密約を結んだ理由は、「岩国基地の沖合移設事業という1,600億円もかかる事業を実施するためには、三宅島、硫黄島の代わりにNLPの施設を造るという前提でなければ、大蔵省の承諾はとれず、予算はつかないため、それくらいの言質をとる必要があった」というものであった³⁾。つまり、沖合移設事業の完了後、新たな滑走路でのNLP実施を前提として沖合移設事業は合意されたのであり、岩国基地沖合移設事業とは、岩国基地をNLP実施施設とする防衛施設庁の計画として進められたといえる。

その後、1996年6月に工事が着工され、当初の総事業費1,600億円を上回る総額2,500億円の費用が投入された。工事完了後、基地面積は約790ヘクタールとなり、面積が1.4倍に拡張された。また、滑走路は2本になり、2010年5月29日から新滑走路の運用が開始した。この沖合移設事業によって基地の面積が拡張され、飛行訓練に使用できる滑走路が2本に増えたことで、岩国基地は飛行場としての機能上、空母艦載機部隊の受け入れが物理的に可能になった。こうして基地面積が拡張された岩国基地に、在日米軍再編計画において厚木基地からの空母艦載機部隊約60機の移駐が持ち上がったのである。

岩国基地の沖合移設へ向けた動きは、騒音と墜落を解消し、既存の基地用地の返還を求めた岩国基地周辺住民の願いから始まったものの、現在まで基地の用地はほとんど返還されていない。上記した合意議事録でのNLPに関する「密約」の存在など、沖合移設事業での合意形成過程を見る限り、住民の騒音や墜落への対策だけを目的として、国が総事業費2,500億円の事業を決定したとは考えられない。つまり、国は岩国市での官民一体となった沖合移設を求める要請に便乗して、事業計画を立ち上げた時点で他の米軍基地からの機能移転を計画していたと思われるのである。騒音被害の解消と土地の返還を目的に始まった取り組みが国に利用され、「基地の拡張・機能強化」を招いたとは、まさに「意図せざる帰結」といえよう。

また、沖合への滑走路の移設によって、従来の騒音被害地域である市街地から遠ざかった場所で飛行訓練が実施されることになり、あたかも騒音被害は減少するかのよ

うな言説を国は提示できる。つまり、「訓練は海上で実施されるために騒音被害は減少する」という言説を広めることができ、政策を正当化できるのである⁴⁾。

3. 2. 基地騒音訴訟の不在と住民運動の低調

岩国基地が厚木基地からの空母艦載機部隊の移駐候補地となった第二の理由として、米軍再編計画が持ち上がる以前は基地騒音訴訟が起きておらず、住民運動も米兵の犯罪に関する運動が細々と行われていた程度で、低調であったことが上げられる。沖縄や厚木基地、横田基地など、他の米軍飛行場を抱える地域では組織的な住民運動が長年続けられ、米軍機の騒音に対して異議申立てをしていた。そうした住民運動団体を母体として原告団が結成され、1976年以降、米軍再編計画が持ち上がった2005年までに、横田基地、厚木基地、嘉手納基地、普天間基地では日本政府を被告とした基地騒音訴訟が起きていた⁵⁾。他方、岩国基地周辺では基地騒音訴訟は行われておらず、岩国市民は基地に協力的で、基地問題への関心が低いといわれてきた。

異議申し立てをしてこなかった当時の状況について、「沖合移設事業で『騒音と墜落の軽減が目的だ』と謳ってきたから、それが無ければ静かになるんだという思い込みが市民にはあった」ためだといわれている⁶⁾。つまり、沖合移設事業で騒音問題は改善すると思っていたため、うるさいと感じていても、工事完了までの我慢だという意識を基地周辺の住民は持っていたと解釈されているのである。

さらに、他の米軍飛行場周辺で騒音訴訟を提訴していることを、岩国基地周辺の住民は当時は知らなかったという⁷⁾。当時の状況について、「受け皿がなかった」と「岩国爆音訴訟の会」の方は表現している⁸⁾。これは、「意思表示の場の不在」を意味し、岩国基地の騒音などに対して不満はあっても、住民の不満を結集し、異議申し立てをするように機能する結束力のある住民運動団体は存在せず、問題解決を求めて基地騒音訴訟をするという発想もなかったのである。

こうした、沖合移設に協力すれば騒音問題は解決するという岩国市民の意識と、他の米軍飛行場周辺で行われていた騒音訴訟などの運動手法についての知識の欠如が、米軍基地に対する消極的な姿勢として表れ、それが「基地と共存している」という友好的で協力的な姿勢として政府に解釈されたといえる。また、岩国市は1996年のSACO合意によって普天間基地の空中給油機部隊の受け入れを了解した過去の事例もあり、岩国基地周辺の住民や自治体には、意識的にも「基地負担を受け入れる余地がある」と政府から見なされたと考えられる。

4. 岩国市での艦載機移駐をめぐる住民投票

前述したように、岩国基地が艦載機の移駐候補地となる以前には岩国基地に対して基地騒音訴訟が起きておらず、住民運動も細々としか行われていなかった。だが、2005年6月に在日米軍再編計画が示されて以降、岩国基地をめぐる岩国市では住民投票が実施され、現在まで4つの訴訟が提訴されている。これまで、基地に協力的であるといわれてきた岩国市民が、なぜこのような意思表示をするようになったのだろうか。本章では、岩国基地沖合移設事業や空母艦載機移駐計画に対する岩国市民の意識について考察し、それがいかなる形で住民投票の結果に結びついたのかについて明らかにする。

4. 1. 住民投票に至る経緯

岩国市で2006年3月に住民投票が実施された理由は、岩国基地への空母艦載機部隊の移駐計画をめぐる、市長と市議会との間で意見の対立が深まったためである。

2005年6月3日に厚木基地の空母艦載機部隊を岩国基地に移転させる在日米軍再編協議での方針が報道された後、岩国市議会は6月23日に「米軍厚木基地機能の岩国移転に反対する要望決議」を全会一致で採択し、空母艦載機部隊の移駐に全面的に反対姿勢を示していた。しかし、2005年10月29日に米軍再編の中間報告が発表されると、岩国市では市長と議会の間に意見対立が生じた。市長は艦載機移駐に反対し、中間報告の見直しを求めているものの、市議の間で「条件闘争をして、国から地域振興策をもらった方が現実的ではないか」という意見が出るようになり、市議会の大多数が艦載機部隊の移駐を受け入れ、国からの地域振興策をもらうことを市長に要求するようになった。著者による聞き取り調査において、当時の艦載機移駐容認派の市議の主張は以下のようなものであったと、当時の岩国市長から語られた。

「来るものは来るんだから、反対してても来てしまったら何も取れないじゃないか。負担だけが来て、何も取れなくなる。だから、もうそろそろ、地域振興策を獲得した方がいいんだ⁹⁾」

「来るものは来る」という論理によって、空母艦載機移駐の受け入れと、その見返りとしての地域振興策の獲得を市長に迫っていく艦載機移駐容認派の市議たちの様子が窺える。

また、岩国市は2006年3月20日に周辺6町1村と合併を控えており、合併前に市としての意見を国に明示する必要があった。そのため、艦載機移駐に反対する市長は、市民の民意を問うために住民投票の実施を決断し、2006年2月7日に市長は住民投票条例に基づき住民投票の実施を発議し、岩国基地への空母艦載機部隊移駐の是非を問

う住民投票の実施が決定したのである¹⁰⁾。

4. 2. 住民投票の成功に向けた運動

岩国基地周辺住民による艦載機移駐に対する反対運動は、政府が移駐方針を示した2005年6月直後から始まり、8月から「岩国市自治会連合会」と「岩国市女性団体連絡協議会」と「女性ネット21」の3団体を中心に署名活動が始まり、1ヶ月で岩国市の人口の半数に相当する約6万人の署名が集められた。こうした岩国市民の要求にもかかわらず、米軍再編の中間報告は地元の意思が反映されていない内容であったため、署名活動に取り組んだ「女性ネット21」のメンバーを中心に、「岩国への空母艦載機部隊とNLP移駐反対の市民の会」が11月20日に設立された。また、岩国基地の沖合移設と艦載機移駐によって広島県西部地域での騒音の被害や墜落の危険性の増大が懸念されたため、広島県でも市民運動が始まった。2005年7月9日に広島県廿日市市では「岩国基地を問う住民シンポジウム」が開催され、このシンポジウムに集った人々によって、12月3日に「岩国基地の拡張・強化に反対する広島県西部住民の会」が結成された。

岩国市の住民投票条例では、投票率が有権者の50%を超えなければ住民投票は無効となると規定されていたため、投票率を上げることが艦載機の移駐に反対する市民たちの大きな課題だった。そのため、岩国市では市長が住民投票の発議をした直後に「住民投票を成功させる会」と「米空母艦載機の受け入れ反対に○をする会」が結成され、これらと「岩国への空母艦載機部隊とNLP移駐反対の市民の会」の3団体を中心に、住民投票の成功に向けた取り組みが始まった。これらの団体は、投票率を上げることと、空母艦載機受け入れ反対票が多数となることを目的として活動を展開した。

住民投票の成功に向けたこの運動は、一つの団体にまともらずに活動したことに特徴がある。一つにまともらなかった理由は、基地の存在や安全保障のあり方についてなど、米軍基地問題に対する主義主張に違いがあったためである。各団体が最終的に目指しているものは異なるものの、住民投票の実施が決まった際に「岩国基地への艦載機の受け入れにNOと意思表示するために、住民投票を成功させよう」という共通の目標を持っていた。つまり、この運動は反基地運動ではなく、「これ以上の基地機能強化に反対する」という一点において協力した、シングル・イシュー型の運動であった。訴えの政治色を薄める戦略から、米軍基地の存在への賛否は問わず、政治的対立を回避したことで様々な主張の人が参加しやすくなり、大勢の市民を巻き込んでいったといえる。

他方、住民投票への関心が高まる中で、岩国市では住民投票の実施に対して与党国

会議員や県会議員から「防衛や安全保障は国の専管事項であり、住民投票にはふさわしくない」という批判があり、商工会議所を中心とする艦載機移駐容認派によって投票ボイコット運動が展開された。だが、この投票ボイコット運動は、逆に住民投票の成功の追い風になったといわれている¹¹⁾。

4. 3. 住民投票の結果と艦載機移駐に岩国市民が反対した理由

2006年3月12日の岩国基地への空母艦載機部隊移駐の賛否を問う住民投票において、投票率は58.7%となり、住民投票条例で定められた「投票率が50%を超えなければ無効」という成立要件を満たし、住民投票は成立した。このうち艦載機部隊の移駐に対する反対票は4万3,433票で、投票総数4万9,682票の87.4%を占め、全投票資格者の51.3%となった。また、賛成票は5,369票で、投票総数の10.8%であった。つまり、岩国基地への艦載機部隊の移駐に対して、岩国市民は住民投票で「反対」という意思表示をしたのである。

前述したように、岩国基地周辺ではそれまで基地騒音訴訟は提訴されず、岩国市民は基地に協力的であるとか、基地問題への関心が低いといわれてきた。にもかかわらず、岩国市民が住民投票で艦載機移駐に反対多数という意思表示をした理由として、第一に、岩国基地の沖合移設事業が結果的に岩国基地の拡張と機能強化を招いたことに対する、市民の怒りや憤りが投票結果に表れたことが上げられる。岩国市民にとって沖合移設事業の目的は、騒音の軽減と墜落への不安感の解消であったにもかかわらず、基地機能が強化される事態に、市民は「国に利用された」「だまされた」という感情を抱いたのである。こうした市民の感情は、著者による「住民投票を成功させる会」への聞き取り調査において、以下のように語られた。

「これまで、岩国市民は積極的ではないにしろ、基地に協力してきたという思いがあったと思うんです。(中略) それなのに、なおこれ以上持って来るということに対する反発が表われましたし、そもそも沖合移設というのは、騒音対策とか安全対策、あるいは跡地を返還するという名目で、市民が訴えかけて沖合移設となったものですから、それに対するだまされたという思いが強く出たと思います¹²⁾」

国の基地対策に協力的であったにもかかわらず、悪化していく事態に対して、岩国市民が国に対し反発と不信感を募らせたことが窺える。

住民投票で反対多数という意思が示された第二の理由として、岩国市の将来についての懸念や不安、危機感があり、だからこそ明確な意思表示をする必要を岩国市民が感じたことがあるといえる。国の言うがままに艦載機移駐等の基地機能の強化を受け入れていけば、自分たちの暮らす町の将来はどうなるのだろうかという思いが、住民投票で意思表示をする機会を与えられたことで、「反対」という意思を表わす行動へ

と結びついたと考えられる。住民投票に関わった団体の一つである「岩国への空母艦載機部隊とNLP 移転反対の市民の会」への調査では、以下のように語られた。

「今まで全然基地に対して違和感無く過ごしていたので、だから、基地があって当たり前前の所で住んで、そこへ嫁いで来て、音があって当たり前であるし、それぞれ公害があって当たり前で、それが納得できていましたからね。だけど、これ以上があったら、絶対に子ども達に残したら困るよねってという疑問もあったし。それで、反対の声を出したの¹³⁾」

何度も繰り返される「当たり前」という言葉から、岩国基地の存在や基地騒音を、以前は所与のものとして受け止めていたと解釈できる。だが、更なる基地機能の強化は、子ども達という将来世代が受ける被害の増大となるため、受け入れ難く、だからこそ艦載機移駐に反対という意思表示をしたことが窺える。

つまり、住民投票で岩国市民が示した意思表示は、国への反発の表れといえる。住民投票は「声を出せる場」であったといわれており¹⁴⁾、市民の意思を表明する「受け皿」として機能した。国に協力的であったにもかかわらず基地が拡張・機能強化される事態に対して、国への反発と不信感を募らせた岩国市民が、市の将来への懸念や不安、危機感から「反対」という意思表示をする必要を感じ、意思表示の機会を得たことが、投票結果に表れたと考えられる。

5. 住民投票後に岩国市で生じた諸問題

5. 1. 新市庁舎補助金凍結問題と市長選挙

住民投票で艦載機移駐反対という岩国市民の意思が示されたものの、国は市民の意思を尊重せず、財政的に岩国市を翻弄し、世論を揺さぶっていった。

住民投票後の2006年3月20日に岩国市は周辺6町1村と合併したため、4月23日に市長選挙が行なわれた。この選挙の最大の争点は岩国基地への空母艦載機移駐受け入れの是非であり、住民投票を実施し、艦載機移駐反対を訴えた前市長が、移駐容認派候補に対し2倍以上の大量得票で当選した。さらに、10月の市議会議員選挙の結果、移駐反対派の議員が増え、容認派と反対派が拮抗した。

こうして岩国市の世論が艦載機移駐に反対と意思表示をする中で、国は補助金の支給を凍結し、岩国市が計画していた公共事業の実施が困難になる状況を作り出すことで、岩国市の世論に揺さぶりをかけていった。その国の姿勢は、新市庁舎建設のための補助金の凍結や米軍再編交付金の交付によく現れている。

岩国市の新市庁舎は2007年度中に完成予定であり、工事費81億円のうち49億円を国からの補助金でまかなう計画であり、岩国市は2005年度以降、約14億円の交付を受け

ていた。この補助金は1996年のSACO合意によって、普天間基地の空中給油機部隊の岩国基地への移転を受け入れた見返りとして、米軍再編計画が持ち上がる以前に決定したものであった。しかし、2006年12月1日に防衛施設庁は岩国基地への空母艦載機の移駐に岩国市が反対していることを理由に、2007年度分の補助金の支給を凍結する意思を表明したのである。

また、2007年11月に在日米軍再編に伴う基地負担を受け入れた自治体に支払われる米軍再編交付金の2007年度の内定額が示されたが、艦載機移駐に反対をしていることを理由に、岩国市は交付対象から外された¹⁵⁾。

こうした国による新市庁舎建設補助金の凍結という処置が、艦載機移駐問題をめぐる岩国市長と市議会との対立を深めることになった。市議会では艦載機移駐容認へと意見を変える議員が増え、容認派は新市庁舎建設補助金の凍結という事態を招いたことを市長の責任と見なし、市長に方針転換を迫った。そして、新市庁舎建設費用として不足する35億円を合併特例債で置き換える市長が提案した予算案を、市議会は四度否決した。その上、「在日米軍再編に係る決議」を採択し、艦載機移転を容認し、国が提示する地域振興策を受け入れるよう市長に迫った。予算案の否決による市政の混乱を解決するために、12月26日に市長は自らのクビを引き換えに予算案を通すことを議会に要求し、出直し市長選の実施を表明したのである¹⁶⁾。

だが、2008年2月10日の市長選の結果、移転容認派が擁立した候補者である福田良彦氏が反対派の前市長井原勝介氏を1,782票の僅差で破って当選した¹⁷⁾。新市長は市長選挙戦では「国に協力する」と表明し、艦載機移駐に協力的な姿勢を示しながらも、艦載機移駐を容認するとは明言していない。しかし、艦載機移駐に協力的な新市長が誕生した直後に、凍結されていた新市庁舎建設の補助金35億円の交付と、対象から外されていた米軍再編交付金の交付が相次いで決定されたのである。

5. 2. 愛宕山新住宅市街地開発事業と米軍住宅建設計画

岩国基地に関する新たな動きとして、愛宕山新住宅市街地開発事業を廃止し、その跡地に厚木基地からの空母艦載機部隊の兵士とその家族が居住する米軍住宅を建設する計画が持ち上がった。この計画を阻止するために住民運動が立ち上がり、訴訟も提訴された。

愛宕山新住宅市街地開発事業は、岩国基地沖合移設事業と連動して行われた。事業目的は、愛宕山の102ヘクタールの山林を削り、土砂を採掘した跡地を住宅供給公社が住宅用地として整備して販売し、新市街地を作ることと、岩国基地沖合移設事業で海を埋め立てるための土砂を供給することであった。

総事業費851億円のこの事業は、県と市が2対1の割合で損失補償をすると決めら

れていたものの、地価の下落や宅地需要の低迷などで住宅用地は売れ残り、事業の破綻が予想された。その損失を回避するために、住宅地を造成する予定であった跡地を厚木基地からの空母艦載機部隊の兵士とその家族が居住する米軍住宅用地として国に売却する計画を山口県は立て、「用途を決めることなく、国に用地を買い取ってもらおう」という提案を岩国市にもちかけた（井原，2009：184）。つまり、開発用地の跡地利用の方法を県と市は決定することなく、用地を国に買い取ってもらい、国が米軍住宅を建設するという形を取ることで米軍住宅化への責任を回避できるというのが、県の目論見であったといえる。また、水面下で防衛省から岩国市長に対して米軍住宅化への打診があり、2007年7月4日に防衛施設庁の調整官との協議の際に、市長に対して「愛宕山開発用地を国で買収したいので、県との協議を急いで欲しい」といった提案がされた（井原，2009：143-144）。

岩国市としては、住宅用地の開発事業を中止し、跡地を米軍住宅地にする案は、簡単には受け入れられなかった。愛宕山は270年の歴史を持つ愛宕神社があった鎮守の森であり、市民の憩いの場であった。用地買収の際に、岩国市が地権者に頼んで土地を売ってもらった経緯もある（井原，2009：183）。170名の地権者には「山口県東部の発展と、地域の将来に対する飛躍するためのすばらしい住宅地ができるんだからということで、子孫のためになるから協力しなさい¹⁸⁾」と語られたといわれている。また、地権者だけでなく愛宕山周辺の住民も、事業の工事による振動や騒音の被害を受けてきたが、沖合移設へ協力しようと思ひ、完成後に住宅地が出来ると思ったからこそ我慢をしてきたといわれている¹⁹⁾。そのため、一方的に開発用地の米軍住宅化を提示した山口県の主張は、岩国市としては受け入れ難いものだったのである。

こうして持ち上がった愛宕山の米軍住宅建設計画に対して、愛宕山周辺の住民や元地権者は2008年7月に「愛宕山を守る会」を結成し、米軍基地建設を阻止する住民運動を開始した。また、「愛宕山を守る会」の呼びかけで、2006年3月に実施された住民投票に関わった諸団体が集まり、新たに「愛宕山を守る市民連絡協議会」を発足し、愛宕山の米軍住宅化阻止に取り組んでいった。

「愛宕山を守る会」を中心に、2010年8月21日から毎月3回、愛宕山造成地を見下ろす広場で座り込みによる抗議行動が続けられた²⁰⁾。当時の状況について、「我々としてはこれは黙っちゃおれん。地元の住民として、これは阻止しよう」ということで、地域の意思を発露する場として「愛宕山を守る会」を設立したと、著者による聞き取り調査において語られた²¹⁾。

しかし、こうした反対運動にもかかわらず、愛宕山新住宅市街地開発事業は国土交通省に事業廃止の申請が行われ、2009年2月6日に認可取消の決定が下され、2012年3月23日に愛宕山開発跡地を168億9,000万円で政府に売却する契約が締結された（田

村，2009：22；本田，2012：114）。そもそも、愛宕山新住宅市街地開発事業は、国民への住宅供給を目的とする新住宅市街地開発法に基づくものであり、この法律には計画の変更の承認の規定はあるものの、事業の廃止を認める明文の規定は存在しない（本田，2012：215，234-236）。そのため、行政法を専門とする本田博利は、愛宕山新住宅事業の廃止は、新住法及び都市計画法の双方の観点から法的根拠を欠いていると言わざるを得ないと指摘している（本田，2012：215）。愛宕山新住宅市街地開発事業を廃止した県と市の決定は、法的な正当性の根拠が疑われるといえるのである。

2014年5月に防衛局は愛宕山での敷地造成工事に着手し、愛宕山には米軍住宅に加え、スポーツ施設も併設されることになり、「岩国医療センター」も移設された。つまり、当初の計画では愛宕山には米軍住宅1,060戸を造ることになっていたが、愛宕山の西側28ヘクタールは「家族住宅エリア」として米軍住宅262戸を整備するものの、東側16ヘクタールは「運動施設エリア」とされ、スポーツ施設が造られることに計画が変更されたのである。この計画の変更は、愛宕山の米軍住宅化に対する岩国市民の反発を緩和することを目的とした「宣撫工作」であると指摘されている（田村，2017：50）。これらのスポーツ施設は日本政府が整備し米側に提供した米軍基地内の米軍の施設であるにもかかわらず、日米共同使用の施設として市民も使用できることがアピールされている。それを象徴するのが、60億円をかけて2017年11月に完成した米軍の野球場「絆スタジアム」である。「絆スタジアム」の正面入口に掲げられた日米両国の国旗に象徴されているように、愛宕山のスポーツ施設の造成は「日米友好のシンボル」と読み替えられ、岩国市長によって盛んにアピールされている²²⁾。

この米軍野球場の建設について、本田博利は「日米共同使用による市民の“自由”な利用の美名のもとに期待を振りまき、『艦載機移駐やむなし』へと誘導する格好の“アメ”」と表現し、批判している（本田，2017：16）。愛宕山の米軍住宅化に反対する岩国市民への懐柔策、いわば“アメ”として行われたスポーツ施設の造成は、それだけに留まらず、米軍関係者との友好と交流を深めていく意識の醸成を促すという目的が付与され、それは後述するように、岩国市の「軍事化」の進展を表しているといえるのである。

6. 岩国基地をめぐる住民運動と訴訟の展開

6. 1. 募金活動

上記したように、艦載機移駐をめぐる住民投票の後に、新市庁舎建設補助金凍結問題や愛宕山の米軍住宅建設問題など、岩国基地に関連したさまざまな問題が生じたため、住民運動や訴訟が相次いで起きた。

国が2007年度の補助金凍結の意思を示した翌月の2007年1月から、岩国市では補助金カットという国の圧力に屈せず、凍結された補助金35億円を自力で集めようという募金活動が立ち上がった。2006年3月の住民投票に関わった「岩国への空母艦載機部隊と NLP 移転反対の市民の会」が新たな団体として「『みんなで支える新庁舎』庁舎募金の会」を発足し、定期的に街頭募金が行われるようになった（井原，2009：130）。また、5月16日には新たに「岩国新市庁舎建設募金の会『風』」が設立された。2007年12月25日には、これらの2団体の他に「住民投票を力にする会」と周防大島町の「新市庁舎建設募金に協力する大島の会」が参加し、新たな団体として「岩国庁舎募金の会」が発足した。これらの団体の活動によって、山口県内だけでなく県外からも寄付が集まり、総額約2,700万円が岩国市に寄付された（井原，2009：130-138）。

だが、2008年2月の市長選挙で艦載機移駐容認派の市長が誕生し、防衛省は3月12日に凍結していた補助金35億円の全額支給を決定したため、これらの募金活動は活動の停止を余儀なくされた。

6. 2. 新たな住民運動団体の結成と4つの訴訟

また、新たな住民運動団体の結成と、それらの団体の横のネットワークの形成も見られた。2008年1月に岩国基地への艦載機移転に反対する5団体が結集した広域的団体として、「瀬戸内海の静かな環境を守る住民ネットワーク」が結成された。さらに、愛宕山の米軍住宅化を阻止するために、前述した「愛宕山を守る市民連絡協議会」も2008年7月に発足し、これらの住民運動団体は、山口県や国を相手取った訴訟の原告団の支援団体となっていった（田村，2009：21）。

6. 2. 1. 岩国基地沖合移設事業埋立承認処分取消訴訟（通称：海の裁判）

2008年2月7日、岩国市民18人が山口県知事を相手取り、岩国基地沖合移設事業に関して埋立承認処分差止請求という行政訴訟を提訴した。その後、同年2月12日に県が艦載機移転に向けて国が提出した設計図などの変更を承認したため、原告たちは2月25日に訴えの内容を一部変更する申立書を山口地裁に提出し、この承認の取り消しを求めた。

海を埋め立てて岩国基地の面積を1.4倍に拡張し、滑走路を1km沖合に移設するという岩国基地沖合移設事業では、事業者である国は、埋め立ての目的を「騒音の軽減を図るため」として公有水面の埋め立てを申請し、山口県は承認した。だが、原告は「米空母艦載機の移駐が決まった結果、騒音軽減という埋め立ての目的を失い、事業は違法だ」と主張した。この訴訟は、公有水面の埋め立て許可権限を持つ知事に対して承認処分の差止めを求めることで、「不当な基地拡張事業を止めさせ、一方的に

日米政府が進める米軍再編政策にノーを突きつける抵抗の一つとして仕掛けた」といわれている（田村，2009：18）。

2012年6月6日の一審判決では、「国は法的に原状回復義務を負わず、訴えの利益がない」として原告の訴え請求が却下されたため、原告は控訴した。2013年11月13日の広島高裁判決は一審判決を取り消し、公有水面埋立法での国は不法な埋立を行うことはないという前提に沿って原状回復義務がないとしていた解釈を変更し、「埋立て工事の原状回復が社会通念上不可能と判断されるとしても、そのことにより直ちに訴えの利益が否定されるものではない。承認を取り消された場合、国は原状回復義務を負うべきだから訴えの利益は存在する」という判断を示した。だが、「提訴できる期間を過ぎて訴訟を起こした」などとして、原告の請求を却下した。この判決を不服として原告は上告したものの、2015年2月19日付けの決定で最高裁は原告の上告を退け、広島高裁判決が確定した。

6. 2. 2. 岩国基地爆音訴訟（通称：空の裁判）

2009年3月23日に岩国基地周辺に住む476人が国を相手取り、岩国基地周辺では初となる「岩国基地爆音訴訟」を起し、騒音の損害賠償の支払いや空母艦載機の移駐差し止めを求めた。この訴訟は、これまでの騒音被害に加えてさらに厚木基地から空母艦載機約60機を移駐する決定を下した国に対する、抗議の意思表示といえる。2009年10月30日にはさらに178人が追加提訴して原告は総勢654人となり、原告が組織した「岩国爆音訴訟の会」だけでなく、「訴訟支援の会」が結成され、原告適格を持つ市民以外にも訴訟への支援の輪が広がった（田村，2009：19-20）。

2012年11月28日、爆音訴訟の原告のうち28人が、オスプレイの離着陸やエンジンテストの差し止めを求める訴訟を山口地裁岩国支部に提訴した。2013年3月7日の口頭弁論以降、この原告の一部が提訴したオスプレイの飛行差し止め訴訟も併せて審理することになった。

2015年10月15日の一審判決では、5億5,800万円の過去分の損害賠償は認められたが、沖合移設された滑走路の供用が開始されて以降の賠償額は減額され、厚木基地空母艦載機部隊の移駐や艦載機移駐で予想される被害の増大に対する将来分の損害賠償は認められなかった。この判決に対して被告・原告共に控訴し、2017年6月16日に広島高裁で第1回控訴審が始まり、2018年9月現在、審議が続いている。

6. 2. 3. 愛宕山新住宅市街地開発事業認可取消処分請求訴訟（通称：山の裁判）

第三の訴訟は、愛宕山新住宅市街地開発事業に関するものである。愛宕山新住宅市街地開発事業の跡地の米軍住宅転用が取りざたされる中で、国土交通省中国地方整備

局が2009年2月に事業認可を取り消した決定は違法として、2009年7月31日、愛宕山の元地権者3人や住民ら「愛宕山を守る会」のメンバーを中心とした総勢19人が、この処分を取り消しを求めて国土交通省を相手取り、広島地裁に提訴した。

口答弁論において、原告側は「事業は結果的に米軍基地強化に利用され、住民は行政にだまされた」などと主張した。また、「跡地が米軍住宅になれば平和的生存権を侵害される」と原告の適格性を主張し、原告適格の有無が争点の一つとなった。

2013年11月27日の広島地裁判決は、「原告適格が認められない」として原告の訴えを却下し、2015年10月7日の広島高裁判決でも、「許可取り消し時点で土地の所有権を失っており、法律上保護された利益が侵害されるおそれはない」などとして地裁判決と同じく原告適格を否定し、控訴を棄却した。2016年11月1日の最高裁判決でも棄却され、敗訴が確定し、原告側の全面敗訴となった。

6. 2. 4. 愛宕山地域開発事業跡地の米軍住宅建設計画に関する

公文書非開示決定取消請求訴訟（通称：テーブルの裁判）

第四の訴訟として、2009年9月2日、福田良彦岩国市長を相手に、「愛宕山地域開発事業跡地の米軍住宅建設計画に関する公文書非開示決定取消請求訴訟」が起きた。この訴訟は、愛宕山開発事業跡地の米軍住宅建設計画と岩国基地の軍民共用化に関する、山口県と岩国市と防衛省の間での裏取引についての内部文書の情報開示請求を岩国市が全面非開示と決定したことに対して、住民運動団体のメンバーが全面非開示の決定の取り消しを求めて起こしたものである（井原，2009：236-237）。

この訴訟は、愛宕山の米軍住宅化に関する国からの意向確認を受けて、2008年4月7日に福田市長や市幹部らが対応を協議した内容を記した協議報告書と、県・市・県住宅供給公社が事務レベルで協議したとされる「三者協議文書」に対して、2008年9月に岩国市の住民運動団体「岩国を守る会 “風”」が行った情報公開請求に対し、岩国市が非開示を決定したことに端を発する。市情報公開審査会は2009年3月に「一部開示が妥当」と答申したものの、岩国市はこの答申にも応じなかった。全面非開示の決定は、国・自治体を通じてそれまでの30年近い情報公開の歴史で数例しかないといわれている（本田，2009：77）。情報が開示されれば、2008年春の時点で市が愛宕山開発跡地の米軍住宅化を裏取引したことが白日の下に曝されるため、この決定を市民に隠蔽した市の責任が問うことが訴訟の目的であった。

訴訟が係争中である2009年12月21日に、問題となった2008年4月7日の市長協議の内容を記した協議報告書の一部を、岩国市は公式に開示した。この文書の内容は2008年に市議らが入手し、同年9月に公表したものと完全に同一であり、愛宕山への米軍住宅建設を水面下で了承することや、愛宕山周辺の市有地15ヘクタールの国への売

却、8月の知事選まで愛宕山問題は封印することなどについて、国と県から福田市長に意向確認したいとの申し出を受け、市長や市幹部による協議が記されていた。また、岩国市が米軍住宅を了承しなければ、岩国基地の軍民共用化を進めないとする国の見解が読み取れる記述もあった。

また、県・市・県住宅供給公社が話し合った内容を記載した「三者協議文書」も、判決が出る以前に岩国市は市情報公開審査会の一部開示答申に従って、2010年1月29日付けで「岩国を守る会“風”」のメンバーに一部開示した。ただし、大半が黒塗りされて内容は判然としない状態であった。

2010年10月6日、山口地裁は情報公開請求を市が非開示とした岩国市の決定の一部を取り消し、文書を部分開示するよう命じる判決を言い渡した。判決は「文書には市の意思形成過程の情報が含まれていると推認でき、公にすると大きな支障が生じる」として市の非開示決定に違法性はないと判断したものの、文書の件名や出席者、協議結果なども非開示とした点については「非開示部分と一体的な情報ではない」と一部を開示するよう命じた。この判決に対し、原告・被告共に控訴せず、判決が確定した。

6. 3. 小括

艦載機移駐問題をめぐり、反対運動の担い手となる多数の住民運動団体が結成され、それらの団体によって6万人もの艦載機移駐反対署名が集められ、凍結された新市庁舎建設補助金分を集める募金活動が行われた。だが、2008年の市長の交代によって、補助金の支給が決まり、募金活動は停止せざるを得なくなった。

また、岩国基地に関わる4つの訴訟が提訴され、岩国基地沖合移設事業埋立承認処分取消訴訟や、愛宕山新住宅市街地開発事業認可取消処分請求訴訟では行政の決定を覆すことはできなかった。2018年9月現在、審議中の訴訟は岩国基地爆音訴訟のみであり、一審判決では原告側が勝訴しながらも、米軍機の飛行差し止めや艦載機移駐の阻止は認められていない。つまり、岩国市やその周辺地域で岩国基地に関して活発に住民運動や訴訟が行われたものの、それが行政の決定に変更を迫る力を持ち得ず、岩国基地沖合移設事業や愛宕山の米軍住宅化は着々と進み、完成していった。そしてこのことが、後述するように、声を上げ続けることの困難さを作り出していくのである。

7. 岩国市長選挙と空母艦載機移駐の受け入れ

2008年2月の岩国市長選挙によって市長が交代し、4年後の2012年1月29日の岩国

市長選挙では、現職市長福田良彦氏が前市長で艦載機移駐をめぐる住民投票を実施した井原勝介氏や、共産党推薦の吉岡光則氏を破り、再選された。この市長選挙において艦載機移駐反対派から2人の候補者が出て反対派が二つに割れた理由は、2011年4月の山口県議会議員選挙に前岩国市長の井原氏の妻である井原寿加子氏が無所属の新人として立候補してトップ当選し、選挙区で共産党の現職が落選して一議席失ったことが共産党内での反感を招いたためと、井原氏に共産党に対するアレルギーがあったため、艦載機移駐反対派として候補者を一本化できなかったと、聞き取り調査で語られた²³⁾。

この選挙戦で福田氏は雇用や暮らしについて訴え、艦載機移駐問題には触れず、前回の市長選挙と同様に岩国基地問題を争点としなかった。この選挙は64.01%という岩国市では過去最低の投票率となり、結果は福田氏が4万2,257票、井原氏が3万656票、吉岡氏が2,472票で、艦載機移駐反対派2人の得票数を足しても3万3,128票であり、福田氏の得票とは9,129票の差が付いた。前回2008年の市長選挙では1,782票の僅差だったことを考えると、2012年の選挙は接戦とはいえ、移駐反対派が二つに割れたことが投票率を下げた要因の一つとなったとは考えられるものの、選挙戦の結果に大きく影響したとまではいえない結果となった。

さらに4年後の2016年1月の岩国市長選挙では、前岩国市議で「基地からの自立」を掲げた姫野敦子氏が、三選をめざす福田市長の対抗馬として出馬し、前市長の井原氏が代表を務める「市民政党『草の根』」や、「愛宕山を守る会」や「住民投票の成果を活かす岩国市民の会」などの岩国基地問題に関わる5団体が支持した（田村、2016：23）。

この選挙は当初、無投票になることが危惧され、そうした中で艦載機移駐反対派の候補者の擁立が模索された。この選挙で艦載機移駐反対派が候補者を一本化できた理由は、前回の市長選で反対派が二つに割れたことへの反省や悔いがあったことと、共産党の側にも共闘して候補者を立てようという変化が起きたためであると聞き取り調査では語られた²⁴⁾。

だが、結果は福田氏が3万9,074票、姫野氏が1万4,820票の得票となり、福田氏の三選となった。この市長選でも福田氏は岩国基地への艦載機移駐問題を争点とはせず、艦載機移駐を容認すると正式には明言していない。艦載機移駐問題を選挙の争点から遠ざける、いわば「争点外し」をしながら、後述する岩国錦帯橋空港の開港や2期8年の地域振興など、基地関連予算に基づいた市政を自らの実績として強調し、住みやすさを掲げることで岩国市民の賛同を得るという選挙戦略を採ったのである。

こうして、三度の選挙戦で艦載機移駐容認とは明言してこなかった岩国市長は、2017年6月23日に市議会に厚木基地からの岩国基地への空母艦載機部隊移転を受け入

れると正式に表明した。そして、2017年8月から岩国基地への空母艦載機の移駐が開始し、2018年3月末までに約60機の移駐が完了したのである。この移駐によって、岩国基地に駐留する米軍機の数はいくつかの倍の約130機となり、約110機が駐留する沖縄の嘉手納基地を抜いて、岩国基地は極東最大の米軍基地となったのである。

8. 岩国市にもたらされた「補償的受益」

船橋晴俊は、青森県六ヶ所村の核燃料サイクル施設の立地の進展に伴って、危険施設受け入れ型開発へと変容することや、危険施設受け入れ型開発においては、施設立地に伴う受益の重点が、「補償的受益」へと移行することを示した。そして、危険施設の立地に際して、地元の合意をとりつけるためのさまざまな名目での補償的受益が拡大すると述べている（船橋，2012：88-89）。

岩国基地への艦載機移駐容認派と見なされる福田氏が2008年2月の市長選挙で当選して以来、岩国市にも様々な「補償的受益」がもたらされ、拡大していった。

8. 1. 岩国錦帯橋空港

2006年5月1日に発表された在日米軍再編計画の最終協議をまとめた「再編実施のための日米ロードマップ」では、民間航空施設の一部が岩国基地に設けられることが明記され、岩国基地の軍民共用化が「補償的受益」の一つとして進められた。

2008年5月に滑走路沖合移設事業の埋め立て工事が完了し、岩国基地では2010年5月29日から新滑走路の運用が始まり、2012年12月13日に岩国錦帯橋空港として開港し、軍民共用化が実現した。当初は全日空の羽田との往復便が1日4便就航し、年間35万人の利用者を目標とした。

地方空港が軒並み赤字である中での開港に対し、採算が取れるのかが懸念されていたものの、搭乗率は約7割で、年間利用者数は2013年度に約35万2千人となり、開港以来、年間35万人の利用者目標は達成されている。2016年3月からは新たに沖縄線の運航が始まり、羽田線も1増便されたことで1日6便が就航するようになり、2016年度の利用者数は約45万1千人に達した。

8. 2. 米軍再編交付金による諸政策

岩国市への米軍再編交付金は、岩国市の試算によると2008年度から2021年度で総額約201億5千万円となる。2017年度においては、当初予算案の総額約739億5千万円に対して、米軍再編交付金や基地関連の防衛省からの補助金は約114億円に上り、岩国市の一般会計予算に占める割合は15.4%となった²⁵⁾。

2016年の新年号の「広報いわくに」では、「基地とのかかわり」と題し、再編交付金を活用した事業を紹介した。こども医療費助成、妊婦乳児健康診査、こどもを守る予防接種（計約17億8千万円）、中学校給食センター（約15億6千万円）、市道改良舗装（約10億2千万円）、学校施設等の耐震化（約4億9千万円）などである。また、2018年4月からは小・中学校の給食費の無償化も実施され、防衛省の補助事業として2012から2014年度に約63億6千万円が岩国市に投入されたことが、広報にて示された。

また、5. 2. で述べたように、愛宕山開発事業跡地の東側16ヘクタールは「運動施設エリア」としてスポーツ施設が造られ、米軍基地内であるにも関わらず、市民が自由に入ることができ、「日米共同使用」であることがアピールされている。

2018年の新年号の「広報いわくに」には、市長の新年の挨拶として、「米軍関係者も同じ地域で生活する隣人であり、これまで以上に信頼関係を築き、友好と交流を深めていく意識の醸成も大切であるといえます」と記載された。その上で、「日米友好のシンボルとして、双方の絆をより深める場となるよう、さらに陸上競技場、ロータス（蓮）カルチャーセンターの一日も早い日米共同使用の実現に向け尽力してまいります」と述べ、米軍基地内の日米共用のスポーツ施設を、「補償的受益」ではなく「日米友好のシンボル」と読み替えてアピールしている。

8. 3. 「補償的受益」に対する考察

基地財源に依存する「補償的受益」による諸政策の実施は、現職市長の実績として強調され、それらの諸政策を好意的に受け止める世論の醸成を促し、それが再選に結びついているといえる。そして、岩国基地や米軍との共存を市政として宣言し、それを「日米友好」や「国際交流」として好意的にアピールすることによって、艦載機移駐後の岩国基地の機能強化によって生じる負担の増大や被害の拡大から岩国市民の目をそらさせ、岩国市が行政として対処すべきことを為さなくなるのではないか。

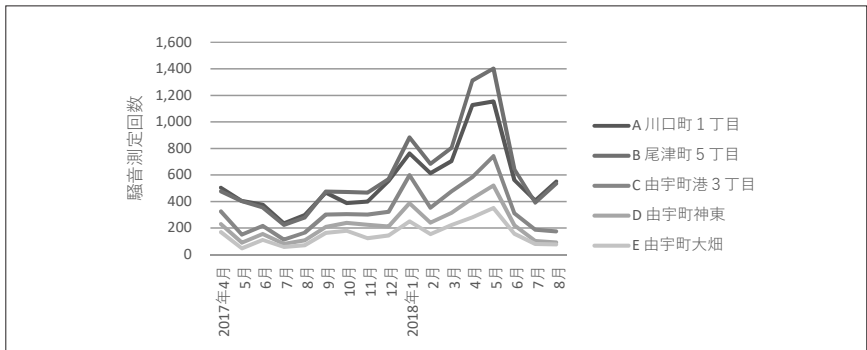
また、今後、艦載機の岩国基地での FCLP の実施や、「沖縄の基地負担の軽減」といった名目での岩国基地への更なる機能強化が持ち上がった場合に、それに対して異議申し立てをしたら、2007年に起きた新市庁舎補助金凍結のような事態が再び起きる可能性はある。そのため、基地財源に依存した「補償的受益」による諸政策の実施は、岩国市が現在の政策を継続するために、基地負担をますます受け入れ、岩国基地が更に機能強化されていく将来的な危険性をはらんでいるといえるのである。

9. 岩国基地周辺での騒音被害の増大

岩国市への「補償的受益」が拡大していく中で、岩国基地の基地機能の強化は着々と進行した。それは2006年の米軍再編計画で合意された政策のみならず、そこには含まれなかった新たな政策も進められたのである。

まず、2012年7月23日に岩国基地にオスプレイが初めて陸揚げされた。また、2014年7月15日には、普天間基地のKC130空中給油機15機の岩国基地への移駐が開始された。さらに、2017年1月には海外で初めてとなるF35Bステルス戦闘機部隊が岩国基地に配備された。その上で、米軍再編計画で示された厚木基地からの空母艦載機部隊約60機の移駐が2017年8月から始まり、2018年3月末に完了したのである。こうして岩国基地で機能強化が進んだことで、特に空母艦載機の移駐以後、岩国基地周辺では騒音被害の拡大が起きている。

図2は、岩国市が岩国基地周辺5カ所に設置した騒音測定器により、70デシベル以上5秒間継続の音を一回とする騒音の測定回数を2017年4月から2018年8月まで月別で集計し、表示したものである。図2から分かるように、2018年3月末に厚木基地からの空母艦載機約60機の移駐が完了したことで、翌4月と5月の騒音測定回数は著しく増加した。特にAの川口町1丁目とBの尾津町5丁目では騒音の増加が激しく、尾津町5丁目では4月に1,311回、5月に1,402回にまで達した。この騒音の激増は、岩国基地への空母艦載機の移駐後初めて、空母艦載機離発着訓練（FCLP）が小笠原諸島の硫黄島で5月3日から25日まで実施され、その後5月30日から6月3日まで空母に着艦するパイロットに求められる空母着艦資格取得訓練（CQ）が九州沖で行わ



出典：岩国市のHPの「航空機騒音発生状況について」に記載された航空機騒音測定結果のデータから著者が作成。（2018年9月5日取得，<https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/16/7212.html>）

図2 岩国基地周辺での航空機騒音

れたことの影響がある。岩国基地周辺において騒音測定回数が一ヶ月に千回を超えたことは、沖合移設によって新滑走路の運用が開始された2010年5月29日以降にはこれまで見られず、空母艦載機の移駐が周辺住民への被害の増大として如実に表れたといえる。

こうした騒音の激増によって、岩国市への航空機騒音に関する苦情も増加し、2018年4月は670件、5月は817件、6月は592件となっている²⁶⁾。

岩国市は、「騒音や安全性等、基地周辺住民の生活環境が現状より、悪化することは容認できない」という基地対策の基本方針を掲げ、岩国基地への艦載機移駐によって騒音など基地周辺住民の生活環境は悪化しないという言説に基づき、艦載機移駐を受け入れた経緯がある²⁷⁾。しかし、実際には艦載機移駐後に岩国基地周辺地域の騒音は増加し、市民の苦情も増えたのである。

10. 「補償的受益」がもたらす地域社会の変容

岩国市は現在、「基地と共存する街づくり」を進める宣言をしており、市政として「基地との共存」を明確に打ち出している²⁸⁾。また、8章で前述した「補償的受益」としての諸政策は、特に子育て世代が恩恵を受けられるものが多く、若い世代が住民運動に関心を持たず、行動しようとする声が多々起きていないといわれている²⁹⁾。

また、沖合移設事業で拡大した岩国基地の敷地では施設移転工事が進められ、毎年1千億円の思いやり予算が投入され、基地工事バブルが出現し、全国からゼネコンが集中して工事ラッシュが続いたといわれている（田村、2017：50）。さらに、艦載機移駐に伴う米軍の兵士やその家族3,800人の人口増によって、岩国市では商業施設や飲食業など、米軍関係者を相手にした業界が好況となることが期待されていると、聞き取り調査では下記のように語られた。

「容認する人たちとか、あるいは商工会、経済界は歓迎する声があるんですよ。これを機に飲食店なんかはセンターみたいなものを作ってウェルカムみたいな。それを機に発展を願う声も³⁰⁾」

それらの業界と仕事上でのつながりのある岩国市民にとって、着々と実現していく「補償的受益」は、地域経済を発展させ、自らの生活を豊かにするものとして受け止められ、「補償的受益」が世論の誘導として機能しているとは意識されないうまま、「補償的受益」を受け入れていくことになる。そして、米軍基地関連財源による地域振興策は市長の実績として強調され、市政への評価につながるため、移駐容認派は選挙戦を有利に進めることができるのである。

結果として、「補償的受益」の受け入れは、艦載機移駐をはじめとする岩国基地の機能強化を受容する意識を醸成しやすいのではないと思われる。2006年の住民投票から11年後の2017年6月に、福田市長が初めて正式に厚木基地からの岩国基地への空母艦載機部隊移転を受け入れると表明しても、もはや市長の姿勢に抗議する人は、住民運動団体の関係者のみとなった。2006年の住民投票では投票者の87.4%が反対した「岩国基地への艦載機移駐」が、こうして実現されていったのである。

11. 声を上げ続けることの困難さ

2006年3月の住民投票から12年経ち、岩国市での住民運動はどのように変化したのだろうか。2005年6月に艦載機移駐計画が発覚して以来、岩国市民は反対署名、住民投票、募金活動、訴訟など様々な形で異議申し立てをしたにもかかわらず、基地機能の強化を阻止し得ない現状に直面している。

2006年の住民投票は「声を上げる場」「声を出せる場」であったといわれており、岩国基地への艦載機移駐という国が押しつけようとする米軍基地による被害の増大に対して、「これ以上の負担はごめんだ」という岩国市民の意思表示がなされた。この住民投票は反基地運動ではなく、そのため岩国基地の存在自体を否定するものではなかった。むしろ岩国基地の存在は受け入れつつ「現状維持」を望んでいた岩国市民が、更なる基地負担を拒否するために声を上げる「受け皿」となったのが、住民投票だったといえる。

だが、住民投票で87.4%の反対票を示した岩国市民の民意に基づいて艦載機移駐の受け入れを拒否した前岩国市長の決定に対して、SACO合意による新市庁舎建設補助金35億円の支給凍結に代表されるように、国は抗う者に対して露骨な制裁を加えた。

もともと保守的な土地柄であり、反基地運動は存在せず、2005年に艦載機移駐計画が持ち上がる以前は、岩国基地に関する運動といえば米兵の犯罪に対する細々とした住民運動しか存在しなかった岩国市において、住民投票後の国の対応は、「抗うと国はこういうことをするんだと、まざまざと市民は見せつけられた³¹⁾」というものであった。そして、「声を上げたら、その後の処置がどうなるかっていうムチの部分で、岩国市民は経験しましたから³²⁾」と語られるように、新市庁舎建設補助金の凍結という国の制裁によって、岩国市民は「怖れ」と「不安」にさらされたのである。

そして、住民投票や訴訟など、様々な形で異議申し立てに対して、国が補助金の凍結や岩国基地の拡張、愛宕山の米軍住宅化などを強行したことは、市民の間に怖れや不安を引き起こしただけでない。「来るものは来るんだから、反対してても来てしまったら何も取れないじゃないか。負担だけが来て、何も取れなくなる。だから、も

うそろそろ、地域振興策を獲得した方がいいんだ³³⁾」という艦載機移駐容認派の言説を強め、しかもそれが現実化していくことを後押ししたのである。

「補償の受益」が岩国市にもたらされ、艦載機移駐容認派が言った通りに岩国市の現実が作られていくことで、それでも抗うこと、声を上げ続けることが困難になっていったといえる。聞き取り調査では、賛成とか反対とかではなく、「言ってもどうにもならん、言っても仕方がない」とか、「どうせ反対しても来るんでしょ」といった「諦め」が広がっていったといわれている³⁴⁾。つまり、艦載機移駐を積極的に容認したというよりも、むしろ既成事実が作られていく中で移駐反対と言っても無駄だと感じ、声を上げなくなったというのが、岩国市民に起きた事態であったといえる。

また、国による新市庁舎建設補助金凍結の際に、「『市長が反対するから』だとか、『あんたたちが反対するから』だとか、反対する側にけっこう怒りの矛先が向いてきた³⁵⁾」といわれており、異議申し立てする側が非難される事態が岩国市で起きた。

さらに、「もううるさい。耳にタコができるほどだ」という非難が住民運動に対して市民からなされたこと、聞き取り調査において語られた³⁶⁾。

艦載機移駐に反対したことで、岩国市に加えられた国による制裁に怖れや不安を感じ、岩国基地の機能強化が着々と既成事実化する中で、艦載機移駐を阻止することへの諦めや、米軍基地問題にうんざりしたといった忌避感が岩国市民の間に広がった。そして、艦載機移駐容認派が増えたとか、関心が衰えたというよりも、重く深刻な社会問題と何年も向き合い続けることへの精神的な疲労感を生んだといえる。また、国の政策に抗い、「反対」と言い続けることの虚しさを住民運動の側も感じ、それが住民運動への参加者の減少をもたらしたのが、この12年間に起きたことなのではないか。

しかし、今後、岩国基地をめぐってどこまで基地機能が強化され、被害が押し付けられるかは不明であり、FCLPの岩国基地での実施や、「沖縄の負担軽減」という名目での更なる基地負担が増大する可能性は否定できない。だからこそ、「こんなはずではなかった」という事態が生じることへの危惧は強く、それが将来への不安の増大を引き起こしている。一方的に地域社会の未来が決定されることへの怒りや憤りは、住民運動の関係者には今も根強い。そのため、岩国基地問題に関してこの先岩国市民が声を上げる必要が生じた際の「受け皿」となるために、これからも運動を継続し、声を上げ続けていかなければならないことが、住民運動の関係者の間では認識されている³⁷⁾。例えば、「住民投票の成果を活かす岩国市民の会」の方から語られた以下の言葉から、今後も運動を続ける必要性と意欲が感じられる。

「諦めた時点で終わってしまうと思うんです。もっともっと状況はひどくなってしまおうと思いますから。もう諦めずに、粘り強く声を、小さくてもこれから上げ続け

るっていうことでしかないかなあと思っています³⁸⁾」

実際に、2017年6月の市長による艦載機移駐容認受け入れの正式表明後に住民運動団体4団体によって結成された「異議あり!『基地との共存』市民行動実行委員会」は、「米軍機による爆音被害をなくすことを求める署名」活動を2018年6月11日から始めた。さらに、7月1日には「爆音はゴメンだ市民集会」を開催するなど、艦載機移駐後の被害の増大に対して、現在も活発に活動を展開している(反戦情報, 2018: 17)。

だが、住民運動への参加者の減少や若い世代の無関心など、新たな運動の担い手の不在によって岩国市の住民運動は高齢化が進んでおり、このままでは艦載機移駐計画が持ち上がる以前と同様に、細々とした運動しか存在しないという状況に陥ることが危惧される。

12. 基地を抱えることの「被害」とは何か

本稿では、岩国基地への艦載機移駐問題を事例として取り上げ、地域に米軍基地が存在することは住民や地域社会に何をもたらしたのか、住民や地域にもたらされる被害とは何なのかについて述べてきた。これまでの議論を踏まえ、米軍基地を抱えることによって住民や地域社会が受ける被害とは、以下の4点であるといえる。

第一に、国の政策を変更できない社会構造に阻まれ、地域のあり方について自己決定できなくなることである。米軍基地の騒音問題において、意思決定権限に実質的な非対称性があり、国と地方自治体の関係は対等とは言い難い。その構造において、これまで被害を受けてきた地域が、国の政策によって更なる被害を押し付けられる事態に直面した時、それを拒絶する力が当該地域社会に備わっているかが問われたのが、岩国基地での艦載機移駐をめぐる経緯だったといえる。

「騒音のたらい回し」と批判されている国の政策によって、現状以上の被害を阻止するために、住民投票をはじめとする様々な方法で市民は異議申し立てをしたものの、意思表示された市民の世論は尊重されなかった。そして、国は政策を実行するために、新市庁舎建設補助金の凍結という措置に見られるように、「アメとムチ」ともいえる、一方で世論を誘導し、他方で威嚇するという手法を取った。つまり、地域の住民や自治体は国に対してNoと言いつらい事態に追い込まれていくのである。これは、地域社会の行く末を国に決定されることを意味する。そして個人の視点に立てば、自分の住んでいる地域に対して自己決定をする、選択の自由が奪われる事態に個人が追いやられていくことを意味するのである。

これまで環境社会学において、個人の選択が実は社会構造の中で作られ、規定され

たものであることが提示されてきた。例えば、「構造化された選択肢」という概念は、社会システムの内部に備わる「構造化された選択肢」に通常の個人が巻き込まれながら行為を選択させられることで、社会的要因連関に組み込まれてしまうことを提起している（船橋、1995：9）。また、青木聡子はドイツの原発建設計画をめぐる事例を検証し、「原発建設計画に賛成した住民も、決定者の決定に翻弄されたという意味では潜在的な被影響者にとらえうる」と述べ、「本来ならばなくともよい選択を迫られることによって生じる『苦痛』や『被害』であり、本来ならばなくともよい選択を迫る『加害』である」と、「被害」や「苦痛」、「加害」への新たな視座を提示した（青木、2013：74）。

個人の自己決定や自己選択を尊重すべきという価値観が社会的に共有されながらも、実は選択肢を狭める構造が作られ、狭められた選択肢の中から地域の住民は選択を迫られている。しかも、選択の結果生じる諸問題については、「自己決定・自己責任」という自己責任論の論理によって、自ら招いたこととして社会的に扱われるのである。自己決定の名の下で、「したくもない選択」を選択させられることそれ自体が、住民や地域社会にとっての被害であるといえよう。

米軍基地を抱えることによって住民や地域社会が受ける被害として、第二に、地域社会の「軍事化」の進展が上げられる。シンシア・エンローによれば、「軍事化とは、何かが徐々に、制度としての軍隊や軍事主義的基準に統制されたり、依拠したり、そこからその価値をひきだしたりするようになっていくプロセスである」と定義されている（Enloe、2000=2006：218）。つまり、軍事化とは軍事主義的な政策決定の問題だけでなく、日常で使用される概念に支えられ、日常的な判断によって作動する、視野の広い目に付きにくいプロセスの総体といえるのである。

岩国市では、艦載機移駐に伴う基地関連予算に基づく諸政策を「補償的受益」ではなく「日米友好のシンボル」と読み替えてアピールし、市政として「基地との共存」を明確に打ち出し、米軍基地や米軍関係者との「日米友好」や「交流」を好意的に推進する態度を示している。つまり、エンローによる軍事化の定義にもあるように、岩国市では地域社会に米軍基地に存在することから価値をひきだしているといえるのである。こうした「基地との共存」を掲げ、米軍基地の存在を好意的にアピールする市政の在り方は、艦載機移駐後に騒音の増大を引き起こした「加害者」として立ち現れる米軍の持つ側面に対して、正面から向き合う姿勢を生み出さなくなる。それによって、被害の改善に向けた行政としての政策決定がなされず、現状の被害が放置されやすくなり、被害が不可視化されていく、市政としての危うさを内包しているのである。

岩国基地への艦載機移駐によって、総勢3,800人もの米兵とその家族が厚木基地か

ら岩国市へ移転し、人口約13万人の岩国市に1万人の米軍関係者が居住するようになった。今後、米軍機による騒音の増大のみならず、基地所属の米兵による犯罪の増加が危惧されるものの、徐々に軍事化が進み、米軍関係者を「良き隣人」として扱い、米軍基地の存在から価値をひきだそうとしている岩国市では、行政のみならず市民からも、今後地域社会に様々な被害をもたらす「加害」の側面から米軍基地の存在を考える発想自体が損なわれていくのではないか。

こうした地域社会の軍事化は、米軍の新基地建設が進行する沖縄県名護市辺野古や京丹後市宇川地区でも様々な形で生じつつあることが指摘されている（熊本，2016b；大野，2015）。大野は宇川地区での米軍基地建設によって、「宇川の住民は、米軍との交流を強いられながら、『良き隣人』であることをむしろ求められていった」と述べ、当事者性の切り縮めや自治の抑圧、非軍事的な領域を含む空間の変容と管理によって宇川地区の軍事化が進行していったと考察している（大野，2015：122-123）。また、熊本は沖縄県名護市辺野古での軍事化の進展が及ぼしている影響として、「反対することの困難さ」や、「条件つき容認以外の選択肢を取りづらいこと」、言い換えれば、新基地建設に「抗う力を剥奪している」ことを指摘している（熊本，2016b：94）。こうした事例研究から、岩国市のみならず、米軍基地の建設が進行する他の地域でも同様に「軍事化」が進展し、地域社会が変容しつつあり、こうした事態は今後、他の地域でも起きる可能性は十分にあるといえる。

米軍基地を抱えることによって住民や地域社会が受ける被害は、第三に、将来に対する恐れや不安、懐疑心を抱え続けることがある。前述したように、基地問題に関して政府の政策を変更できず、地域のあり方について自己決定が困難になるからこそ、今後どこまで被害を押し付けられるのかという恐れや不安、懐疑心を住民にもたらしめている。将来がどうなるのかという恐れや不安や絶え間なく市民が抱え、今後更なる被害を受け入れさせられていくのではないかという懐疑心を抱き続けることは、個人の日常生活にとって重い負担になる。今後も住み続ける地域社会の将来の姿が、現状より悪化することが予想され、それでもそこに住み続けなければならないことで、人々の不安は蔓延し、懐疑心や恐怖心が高まるのである。

米軍基地を抱えることで住民や地域社会が受ける被害として、第四に、異議申し立てをしたところで状況が改善されないのではないかという諦めが広がりやすくなることがある。前章で述べたように、岩国市民の間には「言っても仕方がない」という諦めが広がっていったと住民運動団体の方からは語られた。また、熊本によると、辺野古住民の間にも「抵抗してもしかたがないというあきらめが蔓延している」と指摘されている（熊本，2016b：95）。

米軍基地の機能強化に直面する地域の住民は、恐れや不安を抱き、鬱積した不満を

心に溜めながらも、しかし一方で、政府の政策に反対できない社会構造に直面させられ、被害の増大を阻止することが難しくなっている。それゆえに、現状に対する異議申し立てをしたところで問題が改善されないのではないかという諦めも、広まりやすくなる。つまり、「反対したって、来るものは来る」という意識が住民の間に蔓延するのである。

こうした諦めの広がりや、現状に対して異議申し立てをして抵抗する人々へ賛同する協力者の減少につながり、異議申し立てをし続けている人々を孤立させやすい。そのため、抵抗し続けている人々がいても、その運動は地域の大勢の人々からの賛同や協力が得られず、問題を阻止する力とはなりにくいいため、運動自体の弱体化が起きやすくなる。そして、将来をより良くするために何かしたいものの、何かしたところで何の効果もないと感じ、我慢を強いられ、地域社会が疲弊していくという状況は、地域社会が国の政策に対して抵抗する意思を失わせ、異議申し立てをする力を削いでいきやすいのである。結果として、地域社会から自治が奪われ、市民社会の弱体化を招くことが懸念される。

基地を抱えることで住民や地域社会が受ける被害とは、単に騒音がうるさいといったことのみを意味するのではない。国の政策に揺り動かされ、地域のあり方を自己決定できず、地域社会で軍事化が進展し、それによって地域の将来に対して恐れや不安や懐疑心を市民が抱え続け、現状に対する諦めを蔓延させるという事態を社会において継続させることは、米軍基地周辺地域だけの問題に留まらず、社会のあり方そのものが問われる。それは、社会にとっての「被害」であるといえよう。

13. おわりに

人々の間に広がる諦めは、この社会に何をもたらすのか。別の社会のあり方、つまりオルタナティヴを求めて社会に働きかける人々が、もはやオルタナティヴを信じきれなくなることは、個人と社会との間にある関係性そのものを崩していくのではないか。異議申し立てすることで問題を解決し、社会を変えていくことができると信じきれなくなることは、当該問題の当事者以外の人々をも巻き込んで、個人から主体性を奪っていく危険性をはらんでいる。社会の未来を自分たちの意思と行動で作り上げていく意欲が失われ、人々から主体性を剥ぎ取ろうとする社会構造が創られ、常態化していくことで、社会の未来を長期的に規定していく選択を前にして、個人は自らが望まない選択をすることを強いられていく。

「これしか選択肢はない」という論理によって、オルタナティヴを求める人々を抑圧する力に立ち向かうためには、社会で現在生じている「被害」とはどのようなもの

であり、何を意味するのかを丁寧に解明していくことが必要であり、それが社会学をはじめとする学問の果たすべき社会的役割であろう。

【注】

- 1) 厚木基地の基地機能を代替施設へ移転させる計画の経緯の詳細は、拙著を参照（朝井，2009）。
- 2) 1992年に結ばれた「合意議事録」の存在と内容は2001年にマスコミに暴露され、市民の批判を受けたため、当事者である山口県と岩国市は「単なる担当者間の記録にすぎない」として合意議事録の効力を全面否定した。国も地元の意向を追認し、合意議事録は無効として決着した（久米，2005：40）。
- 3) 岩国市議会議員への聞き取り。2006年11月22日。
- 4) 実際に、2007年2月4日の大和市の基地対策協議会主催の基地問題講演会では、在日米軍再編協議当時、防衛庁長官であった額賀福士郎衆院議員は、空母艦載機が岩国基地に移駐した後の厚木基地について「騒音が軽減されることは間違いない」、「厚木が100とすると、横田は30、岩国は20以下と聞いている。市街地の密集度が違う。交渉の過程では、人口密集地の軽減をどう図るかが一番大事と言ってきた」と語り、国の姿勢が表れている。（朝日新聞 神奈川13版 2007年2月5日）
- 5) 基地騒音訴訟の詳細については、拙著を参照（朝井，2009）。
- 6) 「岩国爆音訴訟の会」への聞き取り。2013年8月7日。
- 7) 同上。
- 8) 同上。
- 9) 前岩国市長井原勝介氏への聞き取り。2007年2月13日。
- 10) 同上。なお、岩国市では2004年3月に常設型の住民投票条例が市長の提案で作られていて、この住民投票条例では、市長の発議か、市議会の過半数の議決か、投票資格者の6分の1の署名という3通りの方法のいずれかで住民投票の実施を請求できると定められていた。
- 11) 「住民投票を成功させる会」の方への聞き取り。2007年2月13日。
- 12) 同上。
- 13) 「岩国への空母艦載機部隊と NLP 移転反対の市民の会」の代表への聞き取り。2007年2月13日。
- 14) 同上。
- 15) 他にも、米軍再編計画に非協力的な沖縄県名護市や神奈川県座間市など6市町村が交付対象から除外された。
- 16) 前岩国市長井原勝介氏への聞き取り。2009年2月17日。
- 17) 得票数は福田良彦氏 4万7,081票、井原勝介氏 4万5,299票。
- 18) 「愛宕山を守る会」「愛宕山を守る市民連絡協議会」の方への聞き取り。2018年3月16日。
- 19) 岩国市議会議員への聞き取り。2009年2月17日。
- 20) 愛宕山の座り込みは2018年9月現在、累計で200回を超えている。
- 21) 「愛宕山を守る会」「愛宕山を守る市民連絡協議会」の方への聞き取り。2013年8月7日。
- 22) 2018年の新年号の「広報いわくに」より。
- 23) 「瀬戸内海の静かな環境を守る住民ネットワーク」「大島の静かな空を守る会」の方への聞き取り。2013年8月9日。
- 24) 「住民投票の成果を活かす岩国市民の会」の方への聞き取り。2018年3月15日。
- 25) 朝日新聞 2017年3月2日。
- 26) 岩国市 HP「岩国市受付分基地関係苦情件数」より。（2018年8月21日取得，https://www.city.iwakuni.lg.jp/uploaded/life/29915_102260_misc.pdf）

- 27) 岩国市の「空母艦載機移駐に係る住民説明会資料」平成29年5月。(2018年8月21日取得, https://www.city.iwakuni.lg.jp/uploaded/life/21384_63047_misc.pdf)
- 28) 例えば、2018年の新年号の「広報いわくに」で市議会議長は、「基地を抱えていても日本で一番住みやすいまち岩国」を提示している。
- 29) 「愛宕山を守る会」「愛宕山を守る市民連絡協議会」の方への聞き取り。2018年3月16日。
- 30) 「住民投票の成果を活かす岩国市民の会」の方への聞き取り。2018年3月15日。
- 31) 同上。
- 32) 同上。
- 33) 前岩国市長井原勝介氏への聞き取り。2007年2月13日。
- 34) 「岩国爆音訴訟の会」への聞き取り。2013年8月7日。
- 35) 「住民投票の成果を活かす岩国市民の会」の方への聞き取り。2018年3月15日。
- 36) 「愛宕山を守る会」「愛宕山を守る市民連絡協議会」の方への聞き取り。2013年8月7日。
- 37) 「愛宕山を守る会」「愛宕山を守る市民連絡協議会」の方への聞き取り。2018年3月16日。
- 38) 「住民投票の成果を活かす岩国市民の会」の方への聞き取り。2018年3月15日。

【参考文献】

- 青木聡子, 2013, 「原子力施設立地をめぐる『被害』と『加害』」『環境社会学研究』19: 61-79.
- 朝井志歩, 2009, 『基地騒音 一厚木基地騒音問題の解決策と環境の公正』法政大学出版社.
- 朝井志歩, 2013, 「米軍基地と公共圏 一岩国基地の拡張・機能強化から見た意思決定過程」船橋晴俊・壽福眞美編著『規範理論の探求と公共圏の可能性』法政大学出版社, 145-168.
- Enloe, Cynthia. 2000. *MANEUVERS The International Politics of Militarizing Women's Lives*, The University of California Press, Berkeley. =2006, 佐藤文香訳『策略 一女性を軍事化する国際政治』岩波書店.
- 船橋晴俊, 1995, 「環境問題への社会学的視座 『社会的ジレンマ論』と『社会制御システム論』」『環境社会学研究』1号: 5-18.
- 船橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子, 2012, 『核燃料サイクル施設の社会学 一青森県六ヶ所村』有斐閣.
- 船橋晴俊・長谷川公一, 2012, 「巨大開発から核燃基地へ」船橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子, 『核燃料サイクル施設の社会学 一青森県六ヶ所村』有斐閣, 19-84.
- 船橋晴俊, 2012, 「開発の性格変容と計画決定のありかたの問題点」『核燃料サイクル施設の社会学 一青森県六ヶ所村』有斐閣, 85-118.
- 反戦情報, 2018, 「艦載機移転完了後、米軍岩国基地の爆音被害激増 一地元市民団体は爆音をなくす署名活動と集会」『反戦情報』406: 16-17.
- 本田博利, 2009, 「岩国市・愛宕山新住宅市街地開発事業廃止の法的問題点 (1) 一新住宅市街地開発法及び都市計画法の観点から」『愛媛大学法学部論集』27: 61-104.
- 本田博利, 2012, 『基地イワクニの行政問題』成文堂
- 本田博利, 2014, 「沖縄との連携が急務 岩国海の裁判山の裁判 国の主張口移しの判決」『広島ジャーナリスト』2014.3.15: 122-128.
- 本田博利, 2017, 「岩国・愛宕山の米軍基地内に「市営球場」?! 一「野球場条例」制定は違法。無効」『反戦情報』398: 16-18.
- 井原勝介, 2009, 『岩国に吹いた風 一米軍再編・市民と共にたたかう』高文研.
- 井原勝介, 2010, 「市民の力で政治を変える 岩国の事例から」池尾靖志・伊波洋一・井原勝介『地域から平和をきずく オキナワ・イワクニからみた日本』晃洋書房: 105-138.
- 飯島伸子(編), 2001, 『産業廃棄物の環境社会学的研究』東京都立大学出版会.
- 今井一, 2000, 『住民投票 観客民主主義を超えて』岩波書店.
- 熊本博之, 2008, 「環境正義の観点から描き出される『不正義の連鎖』 一米軍基地と名護市辺野古区」『環境

社会学研究』14：216-233.

熊本博之, 2016a, 「普天間基地移設問題における辺野古区民の不在」『歴史学研究』947：12-23, 47.

熊本博之, 2016b, 「軍事化が地域社会にもたらす被害 — 辺野古を事例に」『明星大学社会学研究紀要』36：89-100.

熊本博之, 2017, 「政治が沖縄にもたらしたもの — 普天間基地移設問題を事例に」『社会学評論』67(4)：432-447.

久米慶典, 2005, 「『基地機能の移転・強化反対』の自治体に包囲された岩国基地」『議会と自治体』87：39-44.

中澤秀雄, 2005, 『住民投票運動とローカルレジーム — 新潟県巻町と根源的民主主義の細道, 1994-2004』ハーベスト社.

帯谷博明, 2004, 『ダム建設をめぐる環境運動と地域再生 — 対立と協働のダイナミズム』昭和堂.

大川清, 2017, 「米空母艦載機の岩国移駐に抗議する 私たち岩国市民の闘いはこれからだ!」『反戦情報』396：15.

大野光明, 2014, 「京都府京丹後市での米軍基地建設計画の問題と現状 — 継続する「トモダチ作戦」のただなかで」『PEOPLE'S PLAN』64：4-8.

大野光明, 2015, 「軍事基地がつくられるということ — 京都での米軍基地建設と地域社会の軍事化」『平和研究』45：107-127.

『週刊金曜日』編, 2008a, 『岩国は負けない 米軍再編と地方自治』金曜日.

『週刊金曜日』編, 2008b, 『基地を持つ自治体の闘い それでも岩国は負けない』金曜日.

田村順玄, 2005, 「岩国基地再編を許すな 現地からの報告」『飛騨』47：76-78.

田村順玄, 2009, 「岩国基地爆音訴訟始まる一載機移転に大きなクサビ! 海(埋立承認取り消し)と空(爆音訴訟), とどめは山の愛宕山訴訟」『科学的社会主義』136：18-23.

田村順玄, 2016, 「来年に! 空母艦載機部隊移転で揺れる岩国から」『科学的民主主義』217：22-27.

田村順玄, 2017, 「とうとう始まった『空母艦載機部隊』の岩国基地移転 岩国市民はこれを許さず、頑張り続ける」『科学的民主主義』233：48-53.

田村順玄, 2018, 「極東一の巨大基地に変貌する米軍岩国基地 — 艦載機移転や最新鋭機配備で在日米軍ハブ基地に」『反戦情報』401：4-5.

吉田貞好, 2007, 「岩国・住民投票から一年半 — 国の圧力に抗して広がる艦載機移転反対」『前衛』825：52-60.

本稿は、2016～2019年度科研費基盤研究(B)「軍事被害を不可視化させる社会構造に関する総合的研究—沖縄、本土、太平洋諸島(課題番号16H03694)」の助成を受けたものである。